

奥日光湯元温泉

国民保養温泉地計画書

令和6年3月

環境省

目 次

1. 温泉地の概要	1
2. 計画の基本方針	3
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策	4
(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要	4
(2) 取組の現状	5
(3) 今後の取組方策	6
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等	7
(1) 医師又は人材の配置の状況	7
(2) 配置計画又は育成方針等	7
5. 温泉資源の保護に関する取組方針	8
(1) 温泉資源の状況	8
(2) 取組の現状	9
(3) 今後の取組方策	10
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策	11
(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況	11
(2) 取組の現状	11
(3) 今後の取組方策	12
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策	13
(1) 温泉の公共的利用の状況	13
(2) 取組の現状	15
(3) 今後の取組方策	16
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画	17
(1) 公共の用に供する施設の状況	17
(2) 取組の現状	17
(3) 今後の取組方策	18
9. 災害防止対策に係る計画及び措置	19
(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況	19
(2) 計画及び措置の現状	19
(3) 今後の取組方策	20
添付	
1. 国民保養温泉地位置図	21
2. 国民保養温泉地区域図	22

1. 温泉地の概要

奥日光湯元温泉は、栃木県の北西部にあって、群馬、栃木、福島の三県にまたがる日光国立公園第2種特別地域内に位置している。南側を除く三方を白根山、温泉ヶ岳、三岳の山々に囲まれ、開けた南側は湯ノ湖に面している。

標高は約 1,500mで、首都圏地域と比較するとおよそ5～7℃気温が低く、避暑地にも適している。周辺の山々や湯ノ湖周辺に残る原生林に抱かれ、変化に富んだ手つかずの自然を湖岸に整備された遊歩道などで楽しむことができる。また、秋には色とりどりの見事な紅葉が見られるなど、保養地として大変恵まれた環境にある。



源泉地は、温泉街の北、湯ノ平湿原にあり、19ある源泉は屋根によって保護されている。源泉の配湯は、当温泉地にある25の宿泊施設の他、光徳地区、中禅寺地区へも行われている。ほとんどが自噴泉で温泉の湧出温度は50～80℃、一部、未測定の源泉を除いた総湧出量は、1,456.4ℓ/分である。また、泉質は、「含硫黄・ナトリウム・カルシウム - 硫酸塩・炭酸水素塩（塩化物）温泉（硫化水素型）」である。

当温泉地の歴史は古く、今から約1,200年前に遡り、奈良時代に日光を開山した勝道上人がこの温泉を発見し、薬師の湯と名づけたのが当温泉地の始まりと伝えられている。

1791年（寛政3年）の「日光山中禅寺温泉記」や、江戸時代文政年間に成立した「日光山志」等によると、湯平（現在の湯元）には9軒の大きな湯屋があり、いずれも泉源のある東寄りの山際に並んで建てられていたと記されている等、今もその面影が残っている。

また、1878年（明治11年）6月には、イザベラ・バードが日光滞在中に当地を訪れて吉見屋に宿泊しており、当温泉地の活況ぶりを記している。やがて、日本有数の湯治場として知られるようになり、1954年（昭和29年）、当温泉は酸ヶ湯温泉および四万温泉とともに、「日光湯元温泉」の名称で国民保養温泉地の第一号指定を受けた。





あんよの湯

かつて 9 軒あった湯屋はその後しばらく共同浴場として利用されていたが、歓楽色のない、昔のままの風情を保ちつつ、現在は 25 の宿泊施設と、足湯「あんよの湯」等の3つの日帰り施設によって、公共的利用施設の充実が図られている。

この他、湯ノ湖周辺の遊歩道や日光湯元ビクターセンター等の公的施設、キャンプ場やスキー場、レストハウス等の民間レジャー施設も充実

しており、春から夏にかけて、湯ノ湖周辺でのハイキングやフィッシング、林間学校、キャンプ、秋は紅葉狩り、冬にはスキーやクロスカントリー、スノーシューといった活動が体験できる。

近年は、3ヶ所の温泉を無料で楽しむことの出来る湯巡り手形を始め、奥日光地域特有の特色を活かした、奥日光湯元温泉雪まつり等、官民協力のもと年間を通じて様々なイベントやキャンペーンが開催されており、年間およそ 36 万人の宿泊客が訪れている。

当温泉地には、湯治場としての古き良き歴史や文化と、日光国立公園の中心にある恵まれた自然環境が共存している。同時に、これらが当温泉地の“宝”であり、これからも受け継がれていくべき“国民保養温泉地としての資質”であると考えている。



日光国立公園のサイン



湯ノ湖畔での写生風景



湯滝（紅葉時期）



スノーシュートレッキング

2. 計画の基本方針

奥日光湯元温泉は、日光国立公園内の豊かな自然環境の中、古くから湯治場として栄えてきた温泉地であり、保養や治療、また歴史ある観光地のため多くの観光客や修学旅行生が訪れている。

今後、以下の考え方に基づき、湯量豊富な温泉資源の保護をはじめ、自然環境の保全、歓楽地化の防止、歴史・文化・風土の継承など、温泉施設のみならず、周辺環境やその他施設を含め、地域全体で療養の場としてふさわしい温泉地を目指していく。

- 温泉(泉源)の保護
- 健康増進・予防医療など新しいニーズに対する受け入れ態勢づくり
- 自然環境の保全・活用
- 歓楽地化の防止(景観・風情の保全)
- 歴史・文化・風土の継承
- 衛生環境の維持・向上
- 長期滞在利用の推進



湯ノ湖 湯元周辺（紅葉時期）

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

奥日光湯元温泉は、栃木県の北西部にあって、群馬、栃木、福島の三県にまたがる日光国立公園の中心部、第2種特別地域内に位置している。南側を除く三方を白根山、温泉ヶ岳、三岳の山々に囲まれ、開けた南側はラムサール条約に登録された「奥日光の湿原」の1つ、湯ノ湖に面している。



図 国立公園指定状況図(出展:日光国立公園日光地域公園計画図)

標高は約 1,500mで、首都圏地域と比較するとおよそ5～7℃気温が低く、避暑地にも適している。周辺の山々や湯ノ湖周辺に残るミズナラ、ハルニレ、ウダイカンバなどの広葉樹、コメツガ、ウラジロモミなどの針葉樹の原生林に抱かれ、こうした変化に富んだ手つかずの自然を湖岸に整備された散策路などで楽しむことができる。また、9月下旬～10月中旬には赤・黄・茶、色とりどりの見事な紅葉が見られるなど、保養地として大変恵まれた環境にある。

当温泉地の歴史は古く、今から約 1,200 年前に遡り、奈良時代に日光を開山した勝道上人がこの温泉を発見し、薬師の湯と名づけたのが湯元温泉の始まりと伝えられている。

1791 年(寛政3年)の「日光山中禅寺温泉記」には、笹湯・御所湯・滝湯・薬師湯・姥湯・中湯・河原湯・荒湯・自在湯と九湯の湯槽があると記載されている。

その後、江戸時代文政年間に成立した「日光山志」(植田孟縉^{もうしん}著)によると、三町から四町ほどの広さの平坦地・湯平(現在の湯元)には 9 軒の大きな湯屋があり、いずれも泉源のある東寄りの山際に並んで建てられていたと記されており、今もその面影が残っている。

明治時代になると、11軒の温泉宿が開かれ、多くの文人墨客、内外の学者がここを訪れており、1878年(明治11年)6月には、イギリスの女流旅行作家イザベラ・バード(1831-1904)が日光滞在中に当温泉地を訪れて吉見屋に宿泊しており、当温泉地の活況ぶりを記している。また、1924年(大正13年)に葛西善蔵(1887-1928)が当温泉地で「湖畔手記」を執筆したほか、幸田露伴や若山牧水などの文人が、この地を訪れている。

こうして当温泉地は、日本有数の湯治場として知られるようになり、1954年(昭和29年)、酸ヶ湯温泉および四万温泉とともに、「日光湯元温泉」の名称で国民保養温泉地の第一号指定を受けた。

(2) 取組の現状

奥日光湯元温泉は、昭和9年に指定を受けた日光国立公園内にあって、その全域が第2種特別地域及び湯元集団施設地区に属しており、温泉地内や温泉街についても、自然公園法の日光地域管理計画に基づき自然環境の保全や景観の維持が図られている。

また、平成16年6月の景観法制定を受け、平成17年1月に日光市は「景観行政団体」となり、形成の基本となるものであるが、この中で当温泉地は「奥日光ゾーン」に位置づけられており、以下のような景観形成の方針が定められている。

- ・ 中禅寺湖や背景の山並みと調和し、培われてきた歴史・文化を活かしたりゾート景観の創出
- ・ 湯ノ湖や背景の山並みと調和し、趣のある温泉地景観の創出

* 「日光市景観計画」の中で、大規模建築物等に関する届出対象行為や行為の制限が定められているが、自然公園法で定める特別保護地区、特別地域内における各種行為については、環境省へ許可申請を提出した場合には日光市景観条例に基づく届出を提出する必要はないとしている。

さらに、日光市においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とした「日光市屋外広告物条例」が平成21年4月1日から施行されている。同条例により国立公園、県立自然公園及び主要路線沿道等は禁止区域に指定されており、一部の適用除外を除き広告物の掲出が厳しく規制されている。

この他、「日光市景観計画」に基づき、地域特性を活かした個性ある景観形成を進めるため、平成22年3月、「日光市街並形成ガイドライン」が策定された。これは、地域住民の「景観まちづくりの手引き」として定めたもので、建築物や工作物、広告物などをつくる際の、周辺環境に対して配慮すべき事項が写真や図を用いて示されている。また、このガイドラインが示す街並みに調和したサインのあり方については、同時期に策定された「日光市サイン計画」で示されている。

また、住民、温泉利用事業者等による取組としては、奥日光湯元温泉旅館協同組合や湯元自治会による自主的な美化清掃活動があげられる。

(3) 今後の取組方策

奥日光湯元温泉において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等を図るため、栃木県、日光市、奥日光湯元温泉旅館協同組合や湯元自治会等の関係機関等と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、当温泉地内の住民、事業者が、日光市の協力を得て、自主的にまちなみ景観のあり方や国立公園全体での良質な景観の保全について検討を進める必要がある。

また、古い由来の伝わるこの温泉地の歴史、風土、文化等に関することについても、言い伝えられる事柄について、さらに調査研究を進め、その由緒を明らかにし、適切に周知、伝承していくこととする。



4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(1) 医師又は人材の配置の状況

奥日光湯元温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師を配置していなかった。そこで、平成 28 年度からへき地保健医療対策の観点から週に1回の巡回診療を実施している。

医師	専門分野	活動内容	配置年度
日光市民病院 病院長 (久保田敬也)	内科等	勤務する日光市民病院において、随時、温泉利用に関する相談に対応。	平成 28 年度
		週に1回の巡回診療時に温泉利用に関する相談に対応。	
		温泉事業者を対象に、温泉利用についての講義を実施。	

(2) 配置計画又は育成方針等

奥日光湯元温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師を配置することとしており、引き続き、(1)の医師の配置を継続する。

また、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師との連携のもと入浴方法等の指導を行う人材を配置することとしており、その活動内容及び育成方針は、以下のとおりである。

人材	医師との連携を含めた活動内容	配置予定年度	育成方針
温泉入浴指導員及び温泉利用指導者	各温泉施設において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導。指導に当たっては、必要に応じ、日光市民病院医師からの助言を受けることとしている。	令和6年度以降	温泉入浴指導員及び温泉利用指導者養成講習会の受講を推進。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

奥日光湯元温泉には、現在、19の源泉があり、25の宿泊施設と温泉寺、足湯など3つの日帰り施設で利用されている他、日光湯元以外でも、光徳地区(1宿泊施設)、中禅寺地区(6宿泊施設)へ引湯され利用されている。ほとんどが自噴泉で、総湧出量 1,456.4ℓ/分に対する各源泉の湧出温度及び湧出量は以下の通りである。また、泉質は、「含硫黄 - ナトリウム・カルシウム - 硫酸塩・炭酸水素塩(塩化物)温泉(硫化水素型)」である。

連番	源泉番号	源泉名	温度()	湧出量(/min)	湧出状況	所有者	利用施設
1	日光湯元1	共同源泉	69.1	23.3	自然湧出	民間	25 宿泊施設 3 日帰り施設 (混合泉)
2	日光湯元2	南間源泉1号	65.1	18.5	自然湧出	民間	
3	日光湯元3	南間源泉2号	57.9	8.1	自然湧出	民間	
4	日光湯元4	南間源泉3号	50.8	14.5	自然湧出	民間	
5	日光湯元5	響源泉1号	61.8	11.5	自然湧出	民間	
6	日光湯元6	響源泉2号	59.3	16.5	自然湧出	民間	
7	日光湯元7	板屋源泉1号	59.7	1.4	自然湧出	民間	
8	日光湯元10	美や川旅館源泉1号	35.2	35.0	自然湧出	民間	
9	日光湯元11	美や川旅館源泉2号	49.3	42.3	自然湧出	民間	
10	日光湯元12	湯の家旅館源泉1号	62.6	59.6	自然湧出	民間	
11	日光湯元20	湯の家旅館源泉2号	採水不可	(ポンプ故障)	自然湧出扱い	民間	
12	日光湯元13	森林管理署源泉	69.6	155.1	ボーリング自噴	林野庁	
13	日光湯元14	奥日光開発1号	75.2	196.1	ボーリング自噴	民間	
14	日光湯元15	奥日光開発2号	79.5	390.6	ボーリング自噴	民間	
15	日光湯元16	奥日光開発3号	70.1	55.6	ボーリング自噴	民間	
16	日光湯元17	奥日光開発4号	77.7	142.5	ボーリング自噴	民間	
17	日光湯元18	奥日光開発5号	77.7	100.4	ボーリング自噴	民間	
18	日光湯元19	奥日光開発6号	54.4	採水不可	ボーリング自噴	民間	
19	日光湯元23	奥日光開発7号	70.0	185.4	動力揚湯(5.5馬力)	林野庁	

『令和3年度温泉監視結果について(令和4年4月26日通知)』より

『令和4年度温泉監視結果について(令和5年4月7日通知)』より

利用施設欄の宿泊施設数は、日光地域観光統計資料の基礎データを基に算出した。

混合泉の一部は光徳温泉へ約 100 /分、中禅寺温泉へ約 600 /分、分湯されている。

(2) 取組の現状

奥日光湯元温泉における各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は以下のとおりで、11源泉(湯元1～7、10～12、20)では2年に1回、温泉供給会社が管理している8源泉(湯元13～19、23)においては毎月、温度、湧出量調査を実施している。なお、栃木県温泉監視要領において、源泉監視は3年に1回以上実施するよう規定されている。

連番	源泉番号	源泉名	取組	実施主体	実施年度
1	日光湯元1	共同源泉	源泉監視を 2年に1回実施	県、市	20年以上前 から継続中
2	日光湯元2	南間源泉1号			
3	日光湯元3	南間源泉2号			
4	日光湯元4	南間源泉3号			
5	日光湯元5	響源泉1号			
6	日光湯元6	響源泉2号			
7	日光湯元7	板屋源泉1号			
8	日光湯元10	美や川旅館 源泉1号			
9	日光湯元11	美や川旅館 源泉2号			
10	日光湯元12	湯の家旅館 源泉1号			
11	日光湯元20	湯の家旅館 源泉2号			
12	日光湯元13	森林管理署源泉	2年毎の源泉監視に 加え、温度、湧出量 調査を毎月実施	県、市、 借受人	
13	日光湯元14	奥日光開発1号		県、市、 源泉所有者	
14	日光湯元15	奥日光開発2号			
15	日光湯元16	奥日光開発3号			
16	日光湯元17	奥日光開発4号			
17	日光湯元18	奥日光開発5号			
18	日光湯元19	奥日光開発6号			
19	日光湯元23	奥日光開発7号	県、市、 借受人		

(3) 今後の取組方策

現在、当温泉地において、突発的に湧出量が増加するとは考えにくく、新たな取組を講じる必要性は低いといえるが、近年の国内における火山活動の変化に伴い、泉温や泉質への影響が生じる可能性がないとはいえない。

したがって、こうした変化を的確に把握するため、栃木県と日光市、源泉所有者が協力し、(2)の取組を継続して行うものとし、万が一、泉温や泉質に変化が生じた場合は追加調査を実施するなどの措置を講じるものとする。



風情ある小屋組と立ちのぼる湯気

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

源泉地は、温泉街の北、湯ノ平湿原にあり、19ある源泉はそれぞれ屋根によって保護されている。源泉の配湯は、日光湯元にある25の宿泊施設と3つの日帰り施設の他、光徳地区(1宿泊施設)、中禅寺地区(6宿泊施設)へも行っている。

奥日光湯元温泉において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
19	引湯管、貯湯槽	25 宿泊施設 3 日帰り施設

(2) 取組の現状

奥日光湯元温泉において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	14 源泉について、浅層地下水が混入しないよう遮水対策を施工するとともに、一般細菌、大腸菌群等の検査を1年に1回実施。	源泉所有者 又は借受人
引湯管	自主的	10 源泉の引湯管について、バルブ、ドレン等の点検を毎日実施。	
循環施設	自主的	8 源泉について、点検を毎日実施。	
貯湯槽	条例等	すべての貯湯槽について、清掃及び消毒を必要に応じ実施。	設備所有者
浴槽	条例等	< 浴槽水 > ・ すべての浴槽について、換水を毎日実施するとともに浴槽水の十分な補給・清浄を保持。また、水質検査(レジオネラ菌等)を1年に1回実施。 ・ すべての循環式浴槽について、消毒を実施。 < 浴槽 > ・ すべての浴槽について、浴槽水の排出後、清掃を毎日実施。 < ろ過器 > ・ 高圧洗浄での清掃と消毒を毎日実施。 < 集毛器 > ・ 清掃を毎日実施。	
設備周辺	自主的	すべての設備周辺において、清掃を毎日実施。	

(3) 今後の取組方策

奥日光湯元温泉において、さらに温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

設備	区分	取 組	実施主体
源泉	自主的	1年に1回行っている一般細菌、大腸菌群等の検査をすべての源泉に拡大して実施。	源泉所有者 又は借受人
引湯管	自主的	既設引湯管の長寿命化に向けた耐久性の高い管種への切り替え・更新。 管理上の効率性・安全性の向上に向けた複線化。	源泉所有者 又は借受人



7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

既に記したとおり、奥日光湯元温泉は、日光を開山した勝道上人が西暦 788 年にこの地において温泉を発見し、薬師の湯と名づけたのが湯元温泉の始まりと伝えられている。江戸時代には、三町から四町ほどの広さの平坦地・湯平(現在の湯元)に9軒の大きな湯屋が山際に並んで建てられていたという記録があり、この頃には原型が形作られていたといえる。

明治時代には、イザベラ・バードが日光滞在中に当温泉地を訪れて、その活況ぶりを記している。それによると、当温泉地は当時リウマチや頑固な皮膚病に効能のある温泉として有名で、大勢の湯治客によりごった返していたという。また、宿屋は内外ともに清潔で、畳は白く襖は軽く香気を放っており、宿泊客はお茶やお茶請けの菓子、かき氷でもてなされていたという。

* それ以外にバードは、湯元には密集した村落があったこと、村落の住宅は赤みがかった杉材で作られたきれいな住まいであったこと、住人は毎年 10 月 10 日に冬に備え住宅をむしろで包み翌年 5 月 10 日まで週交代の 1 人の当番を残して低地で暮らしていたこと、湯元の入口には露天風呂があったこと、村の浴場は 4 箇所あったこと、村の背後には四角い浴槽の大きな温泉があり湯温は華氏 130 度(摂氏 54.4 度)であったこと、冬は 3メートルの積雪があったことなどを書き残している。

このように奥日光湯元温泉は、かつて薬師の湯や観自在湯など 9 つの湯があり共同浴場として利用されていたが、現在では湯ノ湖畔に 25 軒の宿泊施設があるものの、歓楽色はまったくなく、湯には湯の花が浮かび、温泉街には硫黄泉が多く、温泉成分に含まれる硫化水素の独特の匂いが漂う。温泉街の中央には足湯(あんよの湯)があり、無料で利用できる。避暑や湯治を目的とした利用者に静寂な温泉地として親しまれており、年間およそ 36 万人の宿泊利用がある。

近年の奥日光湯元温泉における温泉利用の状況は、次ページのとおりである。



無料で利用できる足湯(あんよの湯)

過去3年間の温泉の利用者数

(単位:人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年
宿泊利用者	366,759	204,560	188,226

年別人数は、当年1月から12月までの集計値。

令和2年及び令和3年の宿泊利用者数が減少した理由は、新型コロナウイルス感染拡大による影響。

令和3年の温泉の利用者数

(単位:人)

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数					合計		
				1月	2月	3月	4月	5月			
奥日光湯元温泉	宿泊	25	2,500	4,321	4,133	6,648	6,465	12,138			
				利用者数							
				6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
				13,056	22,961	18,841	8,903	30,804	33,937	26,019	188,226

* 利用者数は、温泉を不特定多数の用に供する施設(宿泊施設及び公衆浴場等)における利用者数



旅館案内所

(2) 取組の現状

奥日光湯元温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

新型コロナウイルス蔓延防止延長に伴い、中止になったイベントあり。(令和3年度)

取 組	実施主体
<p>ホームページやパンフレットを作成し、奥日光湯元温泉を周知。 奥日光湯元温泉雪まつり等のイベントの開催や宿泊客が3ヶ所の温泉を無料で楽しむことのできる湯巡り手形等のお楽しみ企画を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯巡り手形 ・星あかりツアー(星空観察) ・湯元温泉冬花火 ・湯元温泉各戸ライトアップ ・ムーンライトスノーシュー ・アウトドアデイズ 日光 	<p>奥日光湯元温泉 旅館協同組合 日光市観光協会 各宿泊施設 日光市</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・湯元地区における地域連携体制構築業務 ・湯元集団施設地区の再整備 	<p>環境省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃パトロール活動 ・維持管理補修活動 ・雪上パトロール活動 	<p>日光パーク ボランティア (事務局:環境省 日光国立公園 管理事務所)</p>
<p>日光湯元ビジターセンターを拠点とした自然体験プログラムの実施 (一般財団法人自然公園財団日光支部自主事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネイチャーガイド(ハイキング・バードウォッチングなど) ・クラフト体験 ・スノーシュー体験 	<p>一般財団法人 自然公園財団 日光支部</p>
<p>奥日光湯元温泉地内の道路や公共施設の保守・修繕等を随時実施</p>	<p>環境省 栃木県 日光市</p>



「湯元温泉冬花火」



「アウトドアデイズ 日光」

(3) 今後の取組方策

奥日光湯元温泉において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、温泉の適正な利用を進める。また、環境の保全、環境配慮に努めながら、同温泉を象徴する湯ノ平湿原をはじめ、湯ノ湖とその周辺に広がる原生林などの自然資源、古くから続く温泉旅館や温泉寺、温泉神社などの文化資源を保全・活用するとともに、気候や地形などの自然環境・地理的特性を活かしたスポーツツーリズムや体験型・交流型の要素を取り入れたニューツーリズムを推進する温泉地を目指す。このため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

取 組	実施主体
温泉入浴指導員を増員し、安全で適切な温泉利用を指導。	環境省 栃木県 日光市 奥日光湯元温泉 旅館協同組合 日光市観光協会 各宿泊施設
奥日光湯元温泉の温泉街を散策するプログラムの開発。	
温泉熱の利活用の検討。	
足湯「あんよの湯」を活用した健康増進プログラムの開発。	
スノーシュートレッキング等の冬季野外活動プログラムの充実。	
案内看板の増設と多言語化への対応。	
健康増進を目的とした屋内運動スペース等の整備検討。	
湯ノ平湿原周辺の散策路の整備検討。	

8. 高齢者、障害者に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

奥日光湯元温泉における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

区分	施設
公有施設	道路(国道120号、他市道等8路線)、足湯「あんよの湯」、湯元園地、湖畔ひろば、湯ノ湖周回線歩道、湯ノ湖湖畔園地、湯元駐在所、日光湯元ビジターセンター、日光湯元キャンプ場
私有施設	旅館(25施設)、日帰り入浴施設(温泉寺等2施設)、奥日光湯元温泉旅館協同組合案内所、東武バス湯元温泉駅、温泉神社、日光湯元スキー場、レストハウス

(2) 取組の現状

奥日光湯元温泉において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

区分	施設	取組	実施主体
公有施設	道路	温泉地内の道路の保守・修繕等を随時実施。	環境省 栃木県
	公園	湯元園地や湖畔ひろばについて、環境省で定める自然公園等技術指針を参考に設置・維持。	日光市 日光湯元 ビジターセンター
私有施設	建築物	旅館等の宿泊施設において入口スロープの整備、身障者用トイレの設置等を自主的に実施。	各宿泊施設
	公共交通機関	車椅子対応スロープ板付車両の導入。	民間事業者



(3) 今後の取組方策

奥日光湯元温泉において、さらに高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

区分	施設	取組	実施主体
公有施設	道路	管理体制の強化を図る。温泉地内の道路の保守・修繕等を随時実施する。	環境省 栃木県 日光市
	公園	湯元園地や湖畔ひろば等の美化による満足度向上を図る。	
	建築物	管理体制の強化を図る。	
	公衆トイレ	ユニバーサルデザイン化へ改修する。	
	案内板	外国人旅行者対応のための多言語化を推進する。 ユニバーサルデザイン化へ改修する。	
私有施設	建築物	旅館等の宿泊施設において、バリアフリー化の充実を図るとともに、外国人観光客へのサービス向上を推進する。	各宿泊施設
	公共交通機関	外国人観光客へのサービス向上を推進する。	民間事業者



9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

奥日光湯元温泉は、東西北の三方を山々に囲まれており、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、砂防指定地、雪崩危険箇所、山地災害危険地区が存在する。

近年、当温泉地に関わりのあった災害は以下のとおりである。

発生期	名称	被害状況
平成 13 年 9 月 10 ~ 11 日	台風15号	奥日光中禅寺湖畔での合計降水量が895mmに達した。
平成 19 年 9 月 6 ~ 7 日	台風9号	床上浸水2棟(湯元:旅館)、道路等への土砂流出及び土砂崩れ2箇所(湯元:金精道路、温泉源泉)、修学旅行のため湯元温泉のホテルに宿泊していた小学生が強風で割れたガラスにより6名負傷。
令和元年 10 月 12 ~ 13 日	台風19号	床上浸水3棟(湯元:旅館等)。 市道湯元 ~ もみの木通り線冠水。

(2) 計画及び措置の現状

奥日光湯元温泉において、現在、災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

計画又は措置	計画又は措置の概要	実施主体
土砂災害警戒区域の指定	・ 源泉周辺が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、土砂災害ハザードマップ、防災行動マニュアル等を作成し、防災時に行動できるようにしている。	栃木県 日光市
地域防災計画	・ 災害対策基本法第42条及び日光市防災会議条例に基づき、日光市防災会議が策定。市、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項が定められている。 ・ 当温泉地に関連性の高い項目として、観光客等に対する対策、孤立地区対策、土砂災害・山地災害予防対策、積雪・雪崩・融雪害予防対策等があげられる。	日光市
自主的な取組(訓練・調査等)	・ 年2回、避難誘導訓練の実施。 ・ 災害マニュアルの作成。	湯元自治会 (湯元防災会)

<p>その他 (源泉の安全管理)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 奥日光湯元温泉は硫黄泉であり常に硫化水素ガスが発生しているため、日常点検において、作業員はガス測定器、ガスマスク等を着用し安全対策を行っている。また、観光客や修学旅行生の見学場所となるため、注意看板を設置し事故防止を図っている。 湯導管路、配湯槽などが山奥にあるため、維持管理作業等に当たっては、作業員は熊対策として熊鈴や熊撃退スプレー等を携帯している。 	<p>源泉所有者</p>
--------------------------	--	--------------

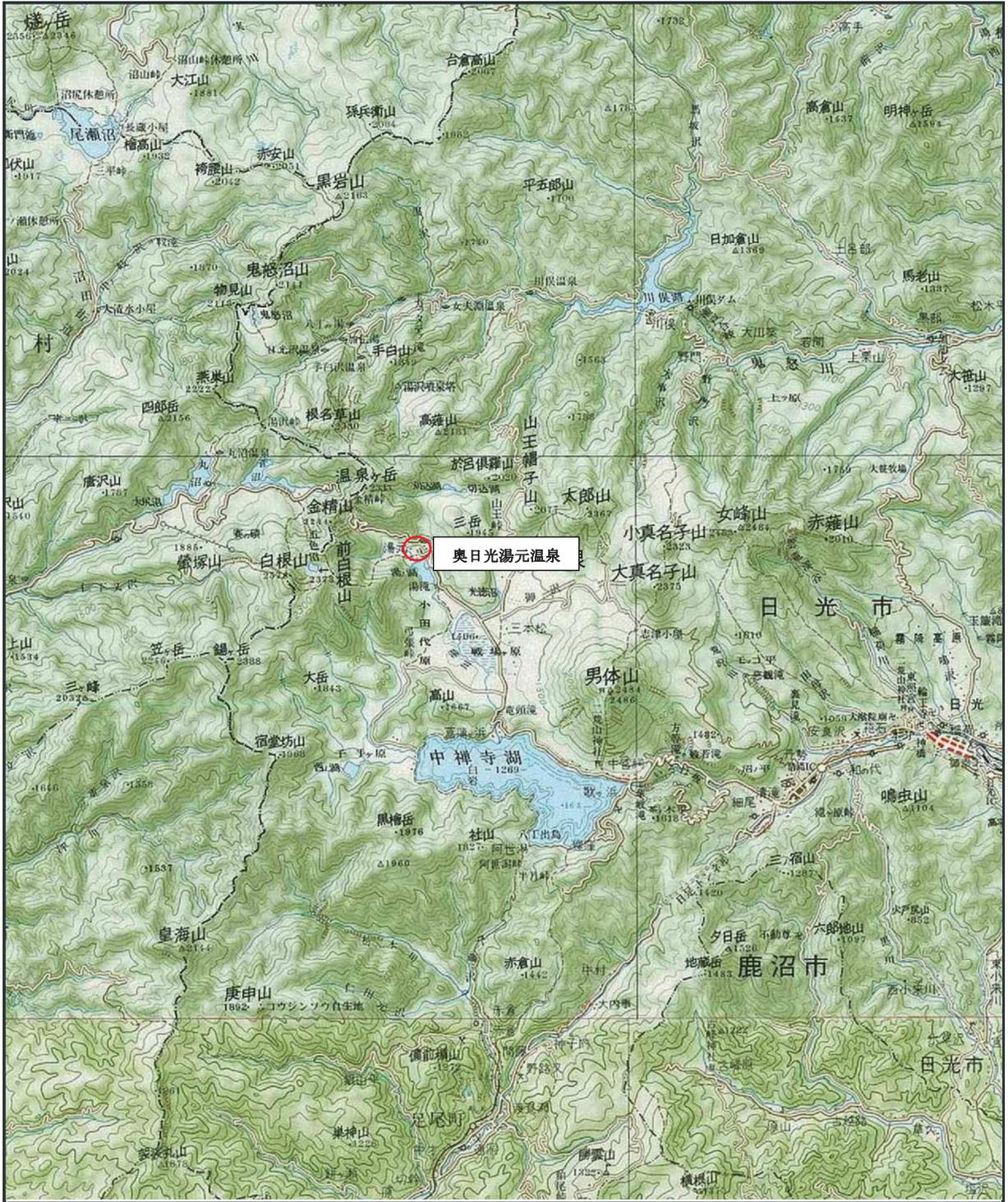
(3) 今後の取組方策

奥日光湯元温泉において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、(2)の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

取 組	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に地域で迅速、的確な防災活動を行うために、自主防災組織(湯元防災会)が結成されている。地域防災体制の充実と防災意識の高揚を図るため育成強化に努める。 	<p>栃木県 日光市 湯元自治会 (湯元防災会)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 日光白根山の噴火を想定し、噴火警戒レベルに応じた防災対応のあり方等について、ハザードマップの周知を図り、防災意識を高める。 	



湯ノ湖と湯元と温泉ヶ岳



凡 例

○ : 温泉地

1:200,000



图 1

奥日光湯元温泉国民保養温泉地位置図

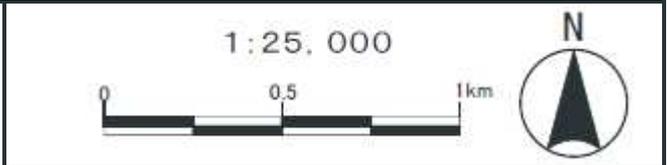
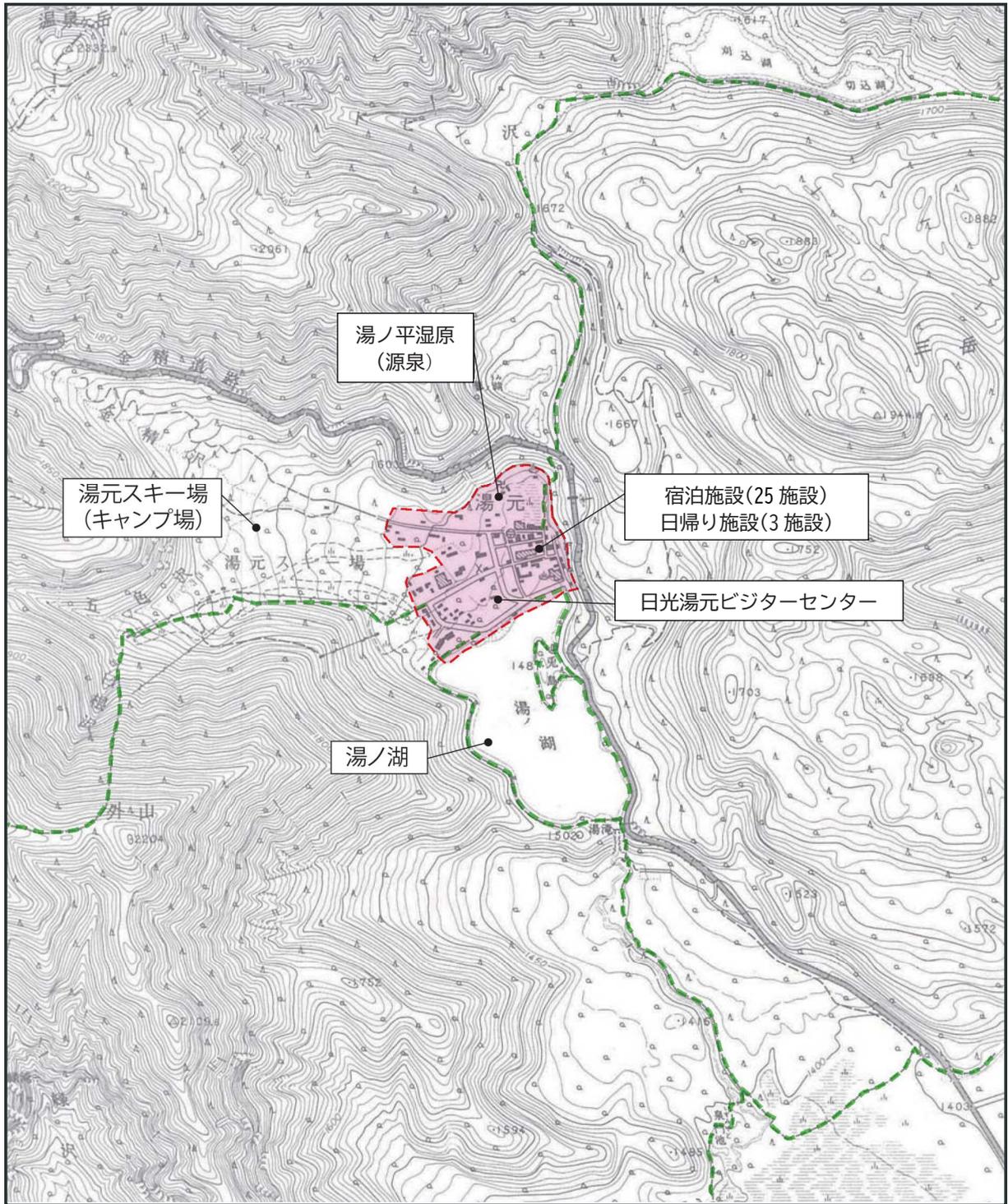


図 2
奥日光湯元温泉国民保養温泉地区区域図